

## 豚ボルデテラ感染症精製・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 21 年 7 月 1 日（告示第 862 号） 一部改正

動生剤基準の豚ボルデテラ感染症精製・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.3 及び 3.4.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の一般試験法の毒性限度確認試験法 1 の規定を準用して試験を行うものとする。ただし、試験品の注射量は 0.3mL とし、体重測定は 6 日目に行うものとする。